

令和8年第3回佐伯市議会臨時会 予算外議案の概要

議案

議案第73号

佐伯市教育委員会教育長の任命について（候補者都留俊之） （議案書3ページ）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、教育委員会の教育長は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとされている。

本市の教育委員会の教育長である都留俊之（つる としゆき）氏の任期が令和8年5月9日で満了するため、同氏を再度任命するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

議案第74号

佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者児玉征也） （議案書5ページ）

地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員（市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助する者をいう。）は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て、選任することとされている。

前税務課長の川原真人（かわはら まさひと）評価員の退任に伴い、新たに税務課長の児玉征也（こだま せいや）氏を評価員に選任することについて、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）

専決処分の報告

報告第 10 号

佐伯市税条例の一部改正について

(議案書 14 ページ)

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例の一部改正について、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 8 年 3 月 31 日に地方税法が改正され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行った。

<主な改正の内容>

軽自動車税関係

(1) 環境性能割の廃止及び種別割の名称変更

自動車を取得したときにその燃費性能等に応じて課す「環境性能割」が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されたことに伴い、関係規定の削除等を行うとともに、毎年自動車の所有者にその種別ごとに依りて課す「種別割」の名称を「軽自動車税」に改めた(第 18 条の 3、第 19 条及び第 80 条から第 81 条の 2 まで改正関係、第 81 条の 3 から第 81 条の 8 まで削除関係、第 82 条、第 83 条、第 85 条及び第 87 条から第 91 条まで改正関係、附則第 15 条の 2 から第 15 条の 5 まで削除関係並びに附則第 16 条及び第 16 条の 2 改正関係)。

【改正前】

| | |
|-------|-------|
| 軽自動車税 | 環境性能割 |
| | 種別割 |



【改正後】

| |
|--------------|
| 廃止 |
| 軽自動車税 |

(2) グリーン化特例の適用期限の延長

軽自動車税については、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した場合に、その翌年度分の税率を軽減する特例(グリーン化特例)を講じている。

今回、電気自動車等に係るグリーン化特例の適用期限が 2 年延長されたことに伴い、所要の改正を行った(附則第 16 条第 2 項改正関係)。

| | |
|------|---|
| 適用期限 | 令和 8 年 3 月 31 日まで → 令和 10 年 3 月 31 日まで |
|------|---|

個人市民税関係

(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得については、免税対象飼育牛に係るものは、個人市民税所得割を課さないとする特例を講じている。

今回、その特例の適用期限が3年延長されたことに伴い、所要の改正を行った（附則第8条第1項改正関係）。

| | |
|------|---------------------------|
| 適用期限 | 令和9年度まで → 令和12年度まで |
|------|---------------------------|

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長

地方公共団体等が行う優良な宅地造成事業等のために、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合に、その長期譲渡所得に係る個人住民税の税率を軽減する特例を講じている。

今回、その特例の適用期限が3年延長されたことに伴い、所要の改正を行った（附則第17条の2第1項及び第2項改正関係）。

| | |
|------|---------------------------|
| 適用期限 | 令和8年度まで → 令和11年度まで |
|------|---------------------------|

固定資産税関係

(5) 固定資産税の課税標準に係る特例措置（わがまち特例）の導入等

次の表のとおり、固定資産税の課税標準に係る特例措置（わがまち特例）に係る特例割合を変更し、及び新設するための規定の整備を行った。

なお、当該特例割合は、地方税法に規定する参酌基準と同割合とした（附則第10条の2改正関係）。

| 区分 | 該当項 | 対象資産 | 特例割合 | |
|--|--|---|--|------------|
| ①変更 | 第10項 第15項 ↓ 第10項 | 【太陽光発電設備】 | | |
| | | 1,000kW未満 | 2/3 | |
| | | 1,000kW以上 | 3/4 | |
| | | ↓ | ↓ | ↓ |
| | 第10項 | ペロブスカイト太陽電池を使用した設備 | 1/2 | |
| | 第11項 第16項 ↓ 第14項 第15項 | 【風力発電設備】 | | |
| | | 20kW以上 | 2/3 | |
| | | 20kW未満 | 3/4 | |
| | | ↓ | ↓ | ↓ |
| | | 第14項 | 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」の規定に従って取得した設備 | 3/5 |
| 第15項 | 「港湾法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の規定に従って取得した設備 | 2/3 | | |
| 第13項 第14項 第20項 ↓ 第13項 | 【バイオマス発電設備】 | | | |
| | 10,000kW以上 20,000kW未満 | 2/3 | | |
| | 10,000kW以上 20,000kW未満 (木竹由来又は農産物の収穫に伴うもの) | 6/7 | | |
| | 10,000kW未満 | 1/2 | | |
| | ↓ | ↓ | ↓ | |
| 第13項 | 10,000kW未満 | 1/2 | | |
| ②新設 | 改正後の第23項 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づきバリアフリー改修を行った特別特定建築物 ※地方税法から「わがまち特例」に移行 | 1/3 | |

(6) 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：税務課)

報告第 11 号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

(議案書 18 ページ)

報告第 10 号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 8 年 3 月 31 日に地方税法が改正され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行った。

<主な改正の内容>

(1) 都市計画税の課税標準に係る特例措置(わがまち特例)の導入等

報告第 10 号の「固定資産税関係」の(5)の表「②新設」と同様に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づきバリアフリー改修を行った特別特定建築物に対する都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定の整備を行った(改正後の附則第 7 項追加関係)。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：税務課)

報告第 12 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

(議案書 20 ページ)

報告第 10 号と同様に、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

令和 8 年 3 月 31 日に地方税法施行令が改正され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行った。

<主な改正の内容>

(1) 基礎課税額に係る課税限度額の引上げ

高齢化や医療の高度化により医療費の増加が見込まれる中、中間所得層の負担上昇を緩和するため、基礎課税額に係る課税限度額を 67 万円（現行 66 万円）に引き上げた（第 2 条第 2 項ただし書及び第 23 条第 1 項改正関係）。

| 区分 | 改正前 | 改正後 | 差額 |
|--------------|---------------|---------------|-------------|
| 基礎課税額 | <u>66 万円</u> | <u>67 万円</u> | <u>1 万円</u> |
| 後期高齢者支援金等課税額 | 26 万円 | 26 万円 | 0 円 |
| 介護納付金課税額 | 17 万円 | 17 万円 | 0 円 |
| 合計 | <u>109 万円</u> | <u>110 万円</u> | <u>1 万円</u> |

(2) 低所得世帯に係る軽減判定所得基準額の引上げ

物価上昇に伴う所得水準の上昇の影響により、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 31 万円（現行 30 万 5,000 円）に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 57 万円（現行 56 万円）に引き上げた（第 23 条第 1 項第 2 号及び第 3 号改正関係）。

| 軽減割合 | 軽減判定所得基準額 | |
|-------|-----------|--|
| 5 割軽減 | 改正前 | 43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + (<u>30 万 5,000 円</u> × (被保険者等の数)) |
| | 改正後 | 43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + (<u>31 万円</u> × (被保険者等の数)) |
| 2 割軽減 | 改正前 | 43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + (<u>56 万円</u> × (被保険者等の数)) |
| | 改正後 | 43 万円 + (10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)) + (<u>57 万円</u> × (被保険者等の数)) |

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額及び18歳未満被保険者に係る軽減措置の新設

ア 他の課税額と同様に、子ども・子育て支援納付金課税額においても課税限度額を設定し、その額を3万円とした（第2条第5項ただし書追加関係及び第23条第1項改正関係）。

イ 子どもがいる世帯の負担が増えないよう、高校生年代までの被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を全額軽減することとした（第23条第4項追加関係）。

(4) 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：保険年金課)

第6号報告

債権の放棄について

(議案書 30 ページ)

次の表に掲げる非強制徴収債権について、佐伯市債権管理条例第15条第1項の規定により放棄したので、同条第2項の規定により報告するものである。

【放棄した債権の金額及び件数並びに債権を放棄した事由】

(上段：金額(円)、下段：件数)

| 債権名 | 金額 (円) | 件数 (件) | 放棄した事由 (条例第15条第1項) | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|--------------------|--------------|-----------|---------|
| | | | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 |
| | | | 行方不明 | 相続放棄 限定承認 | 破産等 | 生活困窮 |
| 情報ネットワーク 施設使用料 | 23,240 | 2 | | 12,450 | | 10,790 |
| | | | | 1 | | 1 |
| 佐伯市移住応援給 付事業補助金返還 金 | 400,000 | 1 | | | | 400,000 |
| | | | | | | 1 |
| 水道料金 | 259,730 | 10 | 26,650 | 22,860 | 210,220 | |
| | | | 3 | 3 | 4 | |
| 生活保護法第63条 の返還金 | 54,035 | 1 | | | 54,035 | |
| | | | | | 1 | |
| 生活保護法第78条 の徴収金 | 3,438,788 | 1 | | | 3,438,788 | |
| | | | | | 1 | |
| ひとり親家庭等医 療費助成金返還金 | 200,356 | 1 | | | 200,356 | |
| | | | | | 1 | |
| 高齢者住宅整備資 金貸付金返還金 | 555,000 | 1 | | | 555,000 | |
| | | | | | 1 | |
| 合計 | 4,931,149 | 17 | 26,650 | 35,310 | 4,458,399 | 410,790 |
| | | | 3 | 4 | 8 | 2 |

(担当課：全般的な事項については税務課、個別の債権に係る事項については情報推進課、地域振興課、営業課、社会福祉課、こども福祉課及び高齢者福祉課)